

第4回 境港市議会（定例会）会議録（第3号）

議事日程

平成17年12月9日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

第3 議案第83号～議案第96号

第4 陳情第15号 障害福祉サービスを利用する利用者の負担増に反対する陳情

陳情第16号 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を支持し、政府に対し意見書の提出を求める陳情

陳情第17号 食料・農業・農村基本計画見直しに関する陳情

陳情第18号 WTO・FTA交渉に関する陳情

陳情第19号 鳥取県人権侵害救済条例の修正、凍結を求める陳情

本日の会議に付した事件

日程と同じ

出席議員（16名）

1番	下西淳史君	2番	水沢健一君
3番	平松謙治君	5番	永田辰巳君
6番	定岡敏行君	7番	松下克君
8番	長谷正信君	9番	荒井秀行君
10番	渡辺明彦君	11番	石長靖哉君
12番	竹内祐治君	13番	南條可代子君
16番	岩間悦子君	17番	米村一三君
18番	岡空研二君	19番	森岡俊夫君

欠席議員（1名）

14番 植田武人君

説明のため出席した者の職氏名

市長	中村勝治君	助役	竹本智海君
教育長	根平雄一郎君	総務部長	安倍和海君
市民生活部長	早川健一君	産業環境部長	松本健治君

建設部長	武良幹夫君	総務部次長	松本光彦君
行財政改革 推進監	宮辺博君	産業環境部次長	足立一男君
建設部次長	松本一夫君	秘書課長	佐々木史郎君
総務課長	清水寿夫君	財政課長	下坂鉄雄君
税務課長	景山久則君	地域振興課長	荒井祐二君
高齢者対策課長	角俊一郎君	環境防災課長	渡辺恵吾君
管理課長	洋谷英之君	教育総務課長	門脇俊史君

事務局出席職員職氏名

局長	景山憲君	主査	戸塚扶美子君
調査庶務係長	武良収君	議事係長	沼倉加奈子君

開 議 (10時00分)

副議長(水沢健一君) おはようございます。

本日、議長所用のため、私がかわって議長職を務めさせていただきます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立って諸般の報告をいたします。

本日の会議に、植田武人議員から欠席の通知がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

副議長(水沢健一君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

署名議員には、平松謙治議員、渡辺明彦議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

副議長(水沢健一君) 日程第2、一般質問に入ります。

昨日に引き続き各個質問を行います。

初めに、定岡敏行議員。

6番(定岡敏行君) 12月定例議会に当たり、幾つか市長にお伺いをいたします。

まず最初に、自民、公明の小泉内閣の国民犠牲の政治のもとから市民の暮らしを守る問題です。

年金保険料は引き上げ、給付は削る、老年者控除など各種所得控除も縮小・廃止の庶民増税、ホテルコストと称する施設介護の食事代や室料の全額負担強行など、小泉政治の国民犠牲押しつけはすさまじいものがあります。こう言うと、いつも国が財政難だから仕方がないという議論が出るのですが、ではなぜ庶民には増税、負担増で大企業は減税しっ放しなのか、応分の負担を求めないのか、ここはいつも逃げっ放しであります。

日本の大企業は今、空前の利益を上げています。トヨタは御承知のように連続3年1兆円を超す利益を上げ、大企業は含み益に笑っています。都心の不動産売買は活況を呈し、これは「エコノミスト」という雑誌でありますけれども、今、日本の状況をバブル前夜だといって、3日ほど前には経団連の奥田会長も日本全体がバブル期の様相になってきたと指摘している状況です。これも皆、204兆円、国家予算の2.5倍にも上る大企業の内部留保、金余りが原因で、なぜここにまともな課税をしないのかという議論がエコノミストの間からも上がっています。それにはだんまりを決め込んで、財政難をわめき立てて、取りやすいところから取る、この庶民増税は決して許されることではありません。

私がまずお聞きしたいのは、この間行われた各種所得控除の廃止や縮小などという庶民増税が特にこれまで非課税世帯とされてきた低所得者に及ぼす影響と、そこをどう守るかという問題です。

政府はことし1月から公的年金の特別控除を140万円から120万円に縮小し、また65歳以上の50万円の老年者控除を廃止しました。6月からは、個人住民税の配偶者特別控除の一部廃止や妻への住民税非課税措置の段階的縮小も行い、加えて来年6月からは、65歳以上の高齢者のうち年所得125万以下の者にとられてきた住民税非課税措置を廃止することとなりました。

この一連の増税で所得税や住民税が上がり、それが国保税にもはね返り、これ自体大変な負担増になるわけですが、これまで非課税だった世帯に、それにとどまらない負担増が押し寄せることとなります。これまで非課税世帯だったところが課税世帯ということになり、低所得者対策としてとられてきた医療や子育て、保健、教育、住宅など暮らしの全般にわたる減免や軽減の措置が、収入がふえるわけでもないのに、受けられなくなる世帯がたくさん出ることが予想されるからです。

そこで、市長にお伺いをいたします。こうした庶民増税で平成17年度分確定申告から、市長が所信表明でも述べられたように、市税、住民税や国保税が増収となりますが、その見込みはお幾らでしょうか。

また、この税制改正で非課税世帯から課税世帯になり、各種の負担軽減措置から外れる、この影響を受ける世帯数の見込みとふえる負担の額を、概算で結構ですから、お示しをください。

3、そして、低所得者を一気に襲うこの負担増からどう救済をするのか、各種軽減措置の適用基準の見直しが必要です。所得基準から収入基準に改めるなどの検討が必要ではないでしょうか。ぜひお考えをいただきたいというふうに思います。

第2の問題は、今の耐震偽装問題とは関係なく、もともと心配される震災対策についてであります。鳥取西部大地震から5年、この震災では幸いにも一人の死者も出ずに復興を終えたわけですが、御承知のように、今、全国的に、また世界じゅうでも大地震が相次いで、震災への備えがますます国民的な課題です。

国は、地震の際の住宅、構築物の倒壊による被害軽減のため、耐震検査や耐震改修を支

援する自治体への助成を行っています。耐震診断については、費用の3分の1を国が負担し、地方自治体が3分の1、所有者が3分の1ということですから、一戸建て住宅の場合、6万円の検査費用ですけれども、個人は2万円、そして地方自治体分の半分を鳥取県が負担をすと言っていますから、市は1万円の負担で実施することができます。これは市としてもぜひ制度化すべきではないかと思って、さきに建設部長にどうでしょうかと相談に行ったら、新規事業として新年度予算に計上する予定と伺い、大変喜びました。そして幾人かの市民に意見を伺ってみましたけれども、心配だけれども、診断を受けて危ないよと言われても直す金のことを考えれば心配がふえるだけじゃないかな、こういう声も少なくありませんでした。にわかには殺到するとも思えませんが、しかし窓口をあげ、広報に努め、促進をしていくことが重要であります。

そして、耐震診断は安くても、耐震工事となれば何十万、何百万となるでしょうから、当然の心配であって、そのことが先立ってせっかくの診断も受けないとなってはなりませんし、せっかく受けても実際の改修に結びつかなければ残念なことです。国は同じ制度の中で該当区域内の震災時、崩壊による道路閉鎖のおそれのある地区の耐震改修については助成措置をとっているわけで、ここの制度化、耐震改修の助成措置もぜひ行うように提案をしたいと思います。

続いて、健康診断活動の問題ですが、境港市は国保による人間ドックや検診活動で、例えば米子市と比べても大変メニューが多く、よく頑張っているというふうに評価したいと思いますが、一層の充実へ、緑内障の検診助成を提案したいと思います。緑内障という病気は角膜や水晶体に栄養を補給している房水が何らかの原因で眼内にたまって眼圧を上げ、視神経を圧迫し、視野狭窄、そして視力が下がり、ついには失明に至るという病気ですが、自覚症状がないまま慢性的に経過する例が多くて、放置されていることが少なくないのだそうです。一たんかかれば病気の進行をとめることはできるけれども治ることがなく、驚くことに、40歳以上の日本人の17人に1人が緑内障という実態が岐阜県多治見市の疫学調査で明らかになっています。年間2,000人の国民が緑内障で両目の失明をしているということだそうです。よく片目ずつ物を見て視野が欠けていけば緑内障を疑えと、こういうふうに言われていますけれども、それは相当に進行したときのことで、実際には視野が欠けていても自分では気がつかない、こういうことが多くて、専門家による早期の検診が大切だと言われています。健康都市・境港へ、緑内障の検診助成を提案をしたいのですが、いかがでしょうか。

続いて、指定管理者制度との関係で、今後のあり方が懸念される文化福祉財団の問題です。市は、指定管理者制度の導入に当たって、文化ホール、市民会館、海とくらしの史料館について、指定管理者を公募せず、財団を指定管理者として指定することにいたしました。そして財団の今後について、市は2年後にはこれらの文化3施設も指定管理者を公募するとして、それまでに民間との競争に勝てるようさらなるスリム化を進める、こう言っています。体育施設などは財団から切り離し、文化施設に絞ったのですから、その限りで

の整理は当然でしょうが、そのスリム化が財団の常務理事の廃止や舞台のプロ技術者の一人を水木記念館に配置がえする、こういう話まで出ているということですが、本当でしょうか。だとすれば、それはスリム化などという格好いいものではなくて、弱体化と言うほかにないと考えますが、いかがでしょうか。これからの境港の地域文化の振興や質の高い芸術・文化の普及といった活動が、物よりも心の豊かさ、安らぎを求める時代という、これからのまちづくりにとって極めて大きな意味を持つことは市長も十分御承知のことと思いますが、その中で財団の役割をどのように位置づけ、なぜ常務理事の廃止や専門職員の減員というスリム化なのか、お聞かせをください。

最後に、外郭団体の人事に係る問題ですが、先日、私あてに1通の投書がございました。一部紹介をいたしたいと思います。「突然お手紙を差し上げまして申しわけありませんが、我慢できない思いを書いてみました。私は現在、会社をリストラされ、仕事を探している50代の男です。いい仕事がなく、職探しに苦労しています。先日、市の外郭団体というところの話を聞きましたが、そこでは責任者に市の退職者が天下りをして幅をきかせているそうです。たくさんの退職金をもらって悠々自適の生活ができる人間が退職者の生きがい対策として外郭団体にあっせんされ、それなりの収入を得ているそうです。境港でも就職ができなくて途方に暮れている人たちがたくさんいます。仕事をやっていく能力がすぐれていても、会社が倒産をしてしまえばどうしようもありません。私たちのような立場に置かれた人間でも、そういう仕事につくことはできないのでしょうか。市役所は行政改革といいながら定年退職の職員に次の就職先をちゃんと準備してやり、外郭団体に天下りをさせ、税金を使って生きがい対策をする。こんなことがまかり通っているのでしょうか。」

訴えはまだ続きますけれども、境港市の場合、外郭団体といっても、常駐する職員を擁するものは社会福祉協議会やシルバー人材センター、文化福祉財団、観光協会ぐらいで、天下りという言葉や税金を使った生きがい対策という表現が適切かどうかは別としても、退職した公務員が決まってつくように見えるポストがあり、大方の市民が知らないところで決まっていく、これは市民の感覚、物の考え方からいえば決してあってはならないことで、ここは素直に改めるべきだというふうに思います。

それに、例えば財団にしても有能な職員がいらっしゃるのではないのでしょうか。シルバーにしても、それこそ現役当時、各方面に腕を振るわれた方がたくさんいらっしゃるので、そういう現場の人たちの中から登用の道があつてこそ、現場もまた元気に働けるのではないのでしょうか。

お断りしておりますけれども、現に今、そういう職にある方が不適切だと言っているのではなくて、なぜそういうポストが市職員の退職者や団体の外部からでなければならないのか、制度の問題として言うのですけれども、米子市は今年度から外郭団体への市職員の派遣や退職者のあっせんをやめ、公募制度にしています。私は、現場に通じた人材を生かす内部昇格を基本として、外部に求めることがあるにしても、すべての市民にひとしく公募の機会を開くよう改善すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

以上、御見解をお聞かせいただきたいと思います。

副議長（水沢健一君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 定岡議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、非課税世帯の問題についてお尋ねでございます。市税、国保税の増収見込みはどの程度かということでございます。概算になりますが、一連の税制改正により増額となる金額は、市民税7,700万円余、国保税2,900万円余を見込んでおります。参考までに市民税の内訳を申し上げますと、老年者関係の改正での老年者控除の廃止、公的年金等控除の見直し及び65歳以上の者に係る非課税措置の廃止によるものが1,200万円余、妻への均等割の非課税措置の廃止によるものが400万円余、定率減税の縮小によるものが6,100万円余を見込んでいます。

次に、課税世帯に転化する世帯が多数出るが、影響を受ける世帯数の見込みとふえる負担の額を示されたいということでもあります。これまで65歳以上の高齢者の住民税は、地方税法において合計所得125万円以下は一律非課税扱いとなっていました。このたびの税制改正によって市内の65歳以上の高齢者のうち新たに課税となる者は概算で600人程度と見込んでおりますが、住民税は個人にかかりますので、世帯数の把握は困難であります。また、増加する負担につきましては、例えば介護保険料や介護サービスの利用料においては、税制改正により非課税から課税となる約600人が現在の介護保険料区分の第2段階、これは非課税世帯の非課税者であります。これが第3段階、課税世帯の非課税者であります。のいずれに属するか、これが不明のため、増加する負担額について見込むことは困難であります。

次に、軽減措置の適用基準の見直しが必要だということでもあります。課税基準から収入基準に改めることなどの検討が必要ではないかというお尋ねであります。法令で定めのあるもの、国、県と協調して行っている事業については、その基準によって決定すべきと考えております。市単独で行っている事業につきましてもそれに準ずることを原則とし、法令等の基準と整合性を図るとともに、近隣市町村の動向や市民の皆様の意見等も参考に慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、耐震改修の支援制度についてのお尋ねであります。耐震診断助成にあわせ耐震改修助成措置も行うべきだという御質問でございます。平成12年10月6日、本市を含む鳥取県西部に甚大な被害をもたらした鳥取県西部地震の貴重な体験を教訓として、災害に強いまちづくりの取り組みは、被災を味わった市長として、これは私の責務であると、このように考えております。その取り組みの一環といたしまして、一戸建て住宅と一般建築物の耐震診断助成制度について、18年度予算に新規事業として提案するよう検討をさせております。耐震診断助成の要件といたしましては、昭和56年5月31日以前に建築されたもの、県または市から建築基準法第9条、これは違反建築物について定めたものであります。この9条に基づく除去、使用禁止等の措置を命じられていないものとなっております。

ります。平成15年度住宅・土地統計報告によりますと、当市の住宅総数は1万2,500戸、そのうち昭和56年5月31日以前に建築された専用住宅戸数は4,870戸と報告されております。まず、耐震診断の助成を創設し、できることから着実に災害に強いまちづくりの推進を図ってまいります。なお、一戸建て住宅の耐震改修助成については、国の補助要件である地域要件と建物要件のいずれも満たすことは大変厳しく、当市においては該当する住宅はないものと想定をされます。また、避難路または緊急輸送道路に面する区域等で災害時に重要な機能を果たす建物、避難所とか医療施設等がありますが、これと多数のものに危険が及ぶおそれのある建築物、これはマーケット、ホテル等が想定をされておりますが、とマンションについても補助の対象とされておりますが、改修は個人財産に及ぶものであり、他市の取り組み状況を見ながら検討すべき今後の問題であると考えております。

次に、緑内障検診についてのお尋ねであります。本市の取り組みといたしましては、県内4市の中では唯一本市のみが国保人間ドックで眼底検査に加え眼圧検査も取り入れ、緑内障の早期発見に努めているところであります。一方、基本健診の中では、主治医が生活習慣病の疑いのある方について選択検査として眼科で眼底検査を実施しております。その折、眼科医師の判断で、緑内障の疑いのある方は治療に結びつけておられるようでありませぬ。現在のところは人間ドックや基本健康診査での対応をしており、市独自の緑内障検診を行うことは考えておりませぬ。

次に、文化福祉財団の今後について何点かお尋ねでございます。一括してお答えをしたいと思います。平成6年の文化振興財団の発足及び文化ホール、海のくらしの史料館の開設により、境港市ピアノコンクール、史料館「魚の絵コンテスト」、境港市合唱祭、本年第1回目のさかいみなと市民音楽祭など、地域文化の振興や芸術文化の普及が大きく進展しており、これらの活動は私が目指しています協働のまちづくりには欠かせないことと考えております。その中で、言うまでもなく、文化福祉財団は大変重要な役割を果たしてきたものと考えております。しかしながら、本年3月議会での施政方針で申し上げましたように、文化福祉財団のあり方につきましては、平成18年度からの指定管理者制度の導入とあわせ、より本市の文化振興が図れるよう多角的な見直しを進めてまいることとし、現在その見直しを進めているところでございます。具体的には、行政も文化振興により携わるよう財団と役割分担を行うこと、また財団のこれまでのノウハウをいかに継承し位置づけるかなど、多角的に検討中でございます。財団が今後2年後の公募の際にも十分民間業者と対等に競争が可能となり得る財団となるために、指定管理者制度の中でどのような経営を行い、市が求める管理運営業務をいかに効率的に質を維持していくための人員の配置や組織のあり方をとっていくかは、財団みずからが決定すべきものと考えております。近日中に財団の理事会において、文化3館の指定管理者への指定申請について協議することとしております。

最後に、外郭団体の人事についてのお尋ねであります。外郭団体の人事につきましては、

事務の効率化を図るなどして補助金等の削減を進めていくためにも、今後も優秀な管理職の登用が必要不可欠であると、このように考えております。そうした観点から、私も内部、外部を問わず公募による採用は実施すべきであると、このように考えております。以上です。

副議長（水沢健一君） 追及質問がございましたら、どうぞ。

定岡議員。

6番（定岡敏行君） ちょっと順番を変えさせていただきまして、最初に外郭団体の問題について進めさせていただきたいと思っておりますけれども、内部、外部を問わず優秀な人材を求めるといことなんですが、公募にするというお考えというふうにお聞きすればよろしいのでしょうか。

副議長（水沢健一君） 市長の答弁を求めます。

市長（中村勝治君） そのとおりであります。

副議長（水沢健一君） 定岡議員、よろしいですか。

6番（定岡敏行君） 結構です。ありがとうございました。

続いて、緑内障検診の問題についてですけれども、人間ドックの方で眼底、眼圧検査までやっているわけでありまして、それを見れば眼科医は大方の判断はできるということになってるわけで、それは大事なことだというふうに思っています。ところが、その先の実際に緑内障であるかどうかという診断には視野の検査というのが必要なんですけれども、医療行為にその部分はなくなって1万1,770円かかる。3,500円ほどの自己負担ということになるわけで、ドックの自己負担8,900円、ことしから、合わせると1万2,000円を超すということになるわけですね。ぜひその部分についても、文字どおりできるというところまで検診として頑張れないのかというのが一つの提案でありますし、もう一つは、国保の加入者ならば人間ドックでその疑わしいところまで見つかるわけけれども、一般の健康診査にはないわけで、確かに国の制度に乗っかってないという問題はあるわけですが、内科医が検診をする中で、内科医の立場から目も見てもらって高血圧とかなんとか内科医的な診断の立場から求めることはあるにしても、そうではなくて文字どおり眼科の立場から緑内障を疑って検診をするということにもう一步進められないのかという問題提起でありまして、そこをぜひ御検討いただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

副議長（水沢健一君） 答弁を求めます。

市長。

市長（中村勝治君） 重ねてのお尋ねでございますが、先ほど答弁申し上げましたように、現在のところは国保の人間ドック、そして一般健診の中で対応していきたいと、このように考えております。

副議長（水沢健一君） 追及質問、どうぞ。

6番（定岡敏行君） 非課税世帯の問題に移らせていただきますが、あと何分ございます

でしょうか。

副議長（水沢健一君） あと10分ございます。

6番（定岡敏行君） ありがとうございます。

非課税世帯が今度の税制改正で課税世帯になってしまう世帯が出てくる、何世帯になるかは、やっぱりそれは、実際のところはなかなかわかりにくいとは思いますが、600人前後の現在非課税措置になってる、非課税の方がいらっしゃるという状況で、その中から言われたようなことになっていくわけです。まずは当事者としての事の深刻さをぜひ私は承知してほしいというふうに思うんです。所得税や住民税がまず上がるわけですね。これは民主商工会であるケースを試算してもらったんですけども、例えば年金で250万年収、夫婦2人の場合、今、所得税も住民税も非課税、ゼロですけども、これが所得税で5,700円、住民税で4万1,000円ということになって、国保税が1万7,300円上がる、こういう増税が一つ押し寄せることになりますし、例えば今の人間ドックの問題にしても、自己負担が4,500円から8,900円になるわけですね。そういうことがほかにもたくさんたくさんあるわけでありまして、私がちょっとしゃべると持ち時間なくなっちゃうんでお答えをいただきたいんですが、例えば高齢者福祉サービスで高齢者対策課の方でいろいろそういう措置をやっていらっしゃる。今度の措置で一体どれぐらいの、今まで軽減措置を受けていらっしゃる人がどれぐらいおられて、その中でどれぐらいの方が課税世帯になってしまうかということとはわかりにくいと思うけれども、今現在どれぐらいの方がそういう措置を受けていらっしゃるのか、その人たちが幾らから幾らになってしまうのかということだけちょっとお答えをしていただけませんか。

副議長（水沢健一君） 答弁を求めます。

市長。

市長（中村勝治君） この御質問につきましては、市民生活部長の方から詳細にお答えを申し上げます。

副議長（水沢健一君） 市民生活部長、どうぞ、早川部長。

市民生活部長（早川健一君） 介護保険の施設利用料金については、9月末で326人入所中の方がいらっしゃいますが、約197の方が現在非課税世帯です。はり、マッサージの助成につきましては、70歳以上の非課税世帯で73人の助成、おむつの助成につきましては、65歳以上の常時おむつを使用している方の非課税世帯が57件というふうになっております。

副議長（水沢健一君） 追及質問ありますか。

どうぞ。

6番（定岡敏行君） 例えば、これは高齢者対策課じゃないんですかね。高齢者の住宅改良費助成事業であるとか、他にもまだあるというふうに思うんですね。例えば高齢者住宅改良費助成なんか、今、前年度で12件の方が受けていらっしゃるって、該当すれば53万3,000円まで受けられるわけですね。これがだめということになるわけですね。こ

うということが、しかも高齢者対策課だけではない、それこそ住宅から保育料だとか子育ての方とかいうことにまで及んで本当に全般的にある。これが収入がふえるわけでもないのに一気に襲ってくることになるのではないかと。片方で市は、さっきも報告がありましたように、定率減税のことも含めてお答えになられたんで、その部分を外して考えても4,500万円の増収になって、しかも減免世帯がこのままいけば少なくなるわけですから、支出の方は減るわけですよ、支出の方はね。そういうふうにと考えると、何もしないということになれば市民はこれで本当に大変なことに一方なり、市は、言っちゃあ悪いですけど丸もうけ、棚ぼたということになってしまうんじゃないですか。そういうことを、それでいいのかというふうには私は思うんですよ。これまでせめて非課税世帯が受けてこられた施策を受けられるような、その施策を、そのことで1円だって市は新しく支出する必要はないわけですから、やっぱり私はとるべきではないかと。おっしゃられたように、国や県との協議とかいう問題は、それはあると思うんですけれども、どうなんでしょう。例えば、仕組みとしてできないということではないと思うんですね。例えば介護保険料の減免措置、境港でいえば6つの要件を上げて今やってるわけですが、第1番目に世帯員全員が住民税非課税であること、あるいは第2は生活保護を受けていないこと、そして第3に前年度の収入が120万以下の者などなどと上げているわけです。この第1番目の住民税非課税措置である者というのを外せば、私はできると思うんです。そのことで、第3に前年度の収入が120万以下の者ということがあるわけですから、大枠そのところは可能なわけでありまして、120万がいいかどうかは別にしても、所得に係る要件にはなるわけですよ。私は、そういう点はせめて市が単独でやってる分についてはいち早くきちんと見直しをしてこたえるということが可能でありますし、県やなんかとの協議もやっぱり先んじて一生懸命働きかけて一刻も早くできるようにしていくということが必要ではないかというふうには思うんですけれども、ちょっとそのところ、そう言うけど、それはできないんじゃないかとか、収入基準改めることはできるのかできないのかとか、そこら辺のこと、ちょっともう一度御答弁お願いをできませんか。

副議長（水沢健一君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） お答えをしたいと思いますけれども、先ほど答弁申し上げましたように、まず国と県、協調している事業については、その基準に基づいてやりたいということが一つと、市が単独で行っているものにつきましてもそういったものと整合をとるような形で、そういう考え方を基準に実施をしたいということでもあります。この改正によっても低所得者層に対するそういう配慮についてはなされておるわけでもあります。さらにその部分をそれぞれの地方がすべて現状と同レベルまで全部補てんをするということになると丸々地方の負担になるわけでもありますね。そういう必要があれば、そういった改正の中で十分に国の方でそういったものをもっともっと配慮する、そういうことでなければいけないと思うわけです。しかしながら、そういった定岡議員がおっしゃるようなそういう事象

もあらわれてくるわけでありますので、そのあたりもう少しいろんな状況を見ながら慎重に考えなければいけないと、こういうぐあいに思っております。

副議長（水沢健一君） 定岡議員。

6番（定岡敏行君） ちょっと一つ、低所得者に対する配慮がなされてるというふうなことがちょっと気になるんですけども、今言った非課税措置だったところが課税世帯になって、これまで受けられていたさまざまな軽減措置が受けられなくなってしまうということについては特別な配慮というのが国の制度として何なりあるというふうには思っていないんですが、間違いでしょうか。

副議長（水沢健一君） 中村市長。

市長（中村勝治君） このたびの改正につきましては、いろいろな制度を将来にわたって持続可能な制度として維持していくための、またこれも大きな観点からの改正があるわけでありまして。そのあたりも含めての答弁でございます。

副議長（水沢健一君） 定岡議員、ありましたら、どうぞ。

6番（定岡敏行君） 今の問題についていえば、全くそういう具体的な配慮というのはなされていないわけでありまして、やっぱり一律押し寄せてくることになるわけですから、先ほども言いましたけれども、このままで済ますということには私はしていただきたいくない、いずれ御検討いただけることとは思いますけれども、国の税制改革の結果なんで、このこと自体は、本当に市でカバーしていくというのは大変なことなんですけれども、下手をすれば私はますます滞納がふえると、だからまた徴税対策を強化すると、イタチごっこの悪循環を自治体が押しつけられるんですよ。市民との協働どころか取る者、取られる者、こういうぎくしゃくした関係をますます地域の中に広げていってしまうことになると思うんですね。私は、そういう中で大事なものは、私たちのこの境港というのは一番しんどいときにやっぱり大事な部分はちゃんと見てくれてるんだなあということを感じてもらえるやっぱり立場というところが、そういうふうには思いを持っていただけることが大事なんだというふうに思うんです。そういう意味で、ぜひ改めての御検討をお願いをしておきたいというふうに思います。

もう一つ、文化財団の問題ですけれども……。あと何分でしょうか。

副議長（水沢健一君） あと3分。

6番（定岡敏行君） 実際、地域にとって文化というのは大事なわけでありまして、ですけども、どうも具体的なことを見ると、出てる話を見ると、まくら言葉としてはそう言うけれども、財団というのは貸し館屋、どうなんです、申し込みを受けて、かぎを渡して、後きれいに返してよと、そしてはい、代金と、こういうことになってるんじゃないんでしょうか、考え方がどっか、いうところをいろいろ皆さんの出してらっしゃる施策を見ると、そういうふうには思うんですよ。決してやっぱりそうじゃないわけですね。市民の、先ほど市長さんもおっしゃったけれども、この間いろんなハードも準備されて、境は随分いろんなことやってきて、財団も頑張ってきて、この10年間で本当に大きなところできてき

たと思うんですね。その中で財団も大きな役割を果たしてきた、ここをこれからどう花開かせていくのかということが大事な時期じゃないでしょうかね。そういう中で常務理事の廃止だとか、舞台のプロを1名減らしたとか、こういう考え方が土台のところではどうか違うんじゃないかというふうに思うんですよ。こういう考え方を突き詰めるとどこに行き着くかという、民間との競争でやれるようにと、大概行き着く先というのは外注だとか委託だとか、そういう話が出てくるんですよ。下手すると、うちは会場貸すだけだよと、舞台も照明も音響もみんな連れてきてよと、こんな貸し館屋にしまっていいんですか、この境港のこの財団を、そういう施設を、いうふうに思うんですけれども、どうでしょう、そういう考え方があったりはいたしませんか。

副議長（水沢健一君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 定岡議員からはいろいろ何点か御指摘ございましたが、常務理事を廃止するとかそういうようなお話、どこからお聞きになったかわからないんですが、そういうことはまだ全然決定になってないんですね。そういうことをまず申し上げておきたいと思います。いずれにしても、このたびの指定管理者制度というものができたわけがありますから、これは民間と競合して、競争して、そうした指定管理者として存続しなければならないわけでありまして。今の財団の組織のありようでは、私どもの方としては民間と競争になった場合にはなかなか伍していけない、しかしながらこれまで財団が行ってきた経過、そういうものも考慮をして、この2年間程度は公募しないで限定をして指定する、そういう考え方にさせていただいたところでありまして。この間に、私はすべてのそういった技術者や専門職員を抱えているということには、定岡議員がおっしゃっておりますが、私はそんなにこだわってないわけでありまして。民間委託で立派にできるものはさらに民間の方に出して対応していただく、これは当然私は考えていくべきだと思います。そういったようなことをもろもろこの2年間に改革をして、その後にはしっかりと指定管理者として民間事業者と伍していけるように、そういうようなあり方というものをこの2年間に並行してあわせて真剣に考えていかなければいけない、こういうことを考えてるわけでありまして。

副議長（水沢健一君） 定岡議員、あと残り1分です。

6番（定岡敏行君） 決定にはなってらっしゃらないと言われるけれども、内部で御検討なさっているんじゃないでしょうかね。内部で御検討なさってること自身について、私はそういう考え方に異論を申し上げてるわけですから、決定になっていないからというふうにはおっしゃっていただきたくないと思うんです。おっしゃったように、外注や委託もいいんだとおっしゃるけれども、文化というものは特殊なんですよ。ころころ相手が変わる、そういう形で舞台が一つつくっていけるといってもんじゃないわけですよ、運営していく側からいえば。現場はそう言ってるんじゃないですか。そんなことでこの財団やみんなが築いてきたこの財団の質を、文化の質を、境の、守れやしないというふうに現場は言って

るというふうに思うんですよ。そういうところの声をどうぞ真っすぐ受けとめていただきまして、ちょっと時間がなくなったんで、本当は私の青春時代、舞台監督もやった経験も含めてお話をしたいと思ったんですが、できませんけれども、本当、文化の質というものはそういうものじゃないというところをおわかりいただきたいというふうに思うんです。市民会館や文化ホール、海くらの管理は、これからも公募をするということじゃなしに財団を指定して運営していけばいいわけですし、何かまくら言葉でいいことをおっしゃるけれども、そんなふうに外注まで考える考え方というのが、コストコストで、一番非文化的じゃないですか。もともとが文化にお金を惜しんで、この地域一体どうなるんですか。それは2,000万、3,000万出して、市民がそのことで元気が出て、潤いを感じられて、そういうまちをつくっていくことこそが私は大事な仕事だと、そういう総体の中で文化財団の果たす役割ということについても改めてお考えをいただきたいということだけ申し上げまして、終わらせていただきます。

副議長（水沢健一君） 次に、岡空研二議員。

18番（岡空研二君） 今定例議会が質問、最後の機会になるかもしれませんので、心残りが無いよう、市政概要報告に関して3点、その他について2点、以前より感じていたこともあわせて市長に伺います。

初めに、市政概要報告について伺います。

1点目は、平成17年度の財政見通しについて確認いたします。普通交付税については予算額より1億6,000万円増の決定を見たものの、特別交付税については境港市への配分は減額が見込まれるとのことですが、当初の予算に見込まれた額と比較してどうなのかをお伺いします。また、そのことが本年度予算に見込まれた事業にどのような影響を与えたとお考えなのかを伺います。

2点目に、平成18年度予算編成の考え方についてお伺いいたします。平成18年度は、歳入面において市税収入全体では減額が見込まれ、臨時財政対策債や地方特例交付金の減額により一般財源の確保が困難であること、また歳出面では公債費や社会保障関係費の増大により財政構造の硬直化を来し、引き続き緊縮型予算にならざるを得ないと先日述べられておられました。当面このような状況は理解できるものですが、市民の間には一体いつまでこのような状態が続くのかと不安があることも事実であります。現時点での将来推計についてお聞かせいただくと同時に、今後何を抑制しどのような施策に重点を置かれるのかを伺います。

3点目に、中海問題について伺います。先日開催された第8回中海に関する協議会において、森山堤防を60メートル開削し架橋とする案が示され、このことについては、これまでの市長の要望とはかなり異なってはいても、情勢を勘案すればやむを得ないとの考えでおられ、今後は未整備護岸箇所を整備を国に強く要望活動されると伺いました。その中で、護岸のみならず、高潮時におけるの対策として、樋門設置とその操作が緊急を要するため、そこに行く道路の新設の要望も必然と考えます。特に外江町や渡港付近に行く道幅

が狭いわけですが、市長の考えをお聞かせください。

次に、将来の財政計画に大きく影響する人件費に対する考え方と西部広域のごみ処理問題について伺います。境港市議会は、3月議会において、議員定数2名減と議員報酬額10%削減の条例改正を議決しました。また、職員の方々もこれまでにない決断をされた給与カットですが、それも本年度が最終年度となりました。この制度の取り扱いについて、今後どのように協議をされていくのかを伺います。また、12月1日開かれた鳥取県西部広域行政管理組合の協議会で、従来の案と境港市案に加えて新たな案が示され、検討されたとのこと。ごみ処理施設建設に関しては、十分な議論がされ、コスト面でも市民の皆様が納得される結論が導き出せるものと期待をしております。この日提出された案の詳細と、今後この問題に臨まれる市長の考え方を改めてお聞かせください。

最後に、中村市長の都市計画についてお聞かせください。これまでの境港市の都市計画事業は、その時点での事情等により無理やり市街化調整区域を市街化区域に編入し公共施行の区画整理事業をしたり、以前より市街化区域であり税金も多額であったところがいまだ道路も整備されず、下水道管の布設も未定のところもあります。このことについては市長も重々御承知のことと思いますが、中村市長として今後どのような都市整備の手法を望んでおられるのかを伺います。また、道幅が狭く防災的にも危険な地区への対策と下水道認可区域内で都市計画決定されている道路拡幅部分の下水管の布設はどうされるのかを伺いまして、質問を終わります。

副議長（水沢健一君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 岡空議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、平成17年度の財政見通しについて、特別交付税については当初予算額と比較してどうなのか、そのことが予算に見込まれた事業にどのような影響を与えるのかというお尋ねでございます。特別交付税につきましては、交付額の算定基礎が明らかにされていない部分もあり、最終的な額が決定する来年3月まで予断を許さないところであります。昨年度は6億4,000万円余りの決定額でありましたから昨今の情勢から減額傾向は否めないでしょうが、今年度につきましてもできるだけ昨年に近い金額を期待をいたしているところであります。いずれにいたしましても、特別交付税は補正予算等のための若干の財源留保をしている項目でありまして、今年度予算額4億5,000万円は確保できるであろうと考えております。また、今年度見込んでいる事業に対する影響等につきましても心配ないものと考えております。

次に、市民はいつまでこういった財政状況が続くのか不安を持っている、現時点での将来推計について聞かせていただくと同時に、今後何を抑制し、どのような施策には重点を置くのかというお尋ねでございますが、ことし5月に、財政状況説明会といたしまして、中期財政見通しと財政再建プランを携えて、文化ホールを皮切りに市内8カ所において住民説明会を開催させていただきました。その際に中期財政見通しとして御説明いたしました

たが、今回の市政概要報告でも触れておりますとおり、バブル経済崩壊後の長期経済低迷の中、国、地方を問わず税収が落ち込み収入の確保がままならない反面、国策による公共投資の増額、少子高齢化による社会構造の変化等から借金の返済、社会保障関係経費など歳出の増大が抑え切れない状態にあります。こうした中で境港市では、このままの状態が続くと、現在31億円ある基金を使い果たして、平成23年度末には逆に約6億円の赤字が生じるであろうと報告をさせていただいたところであります。一方、財政再建プランでは、このような状態を招かないためにも、行財政改革の継続によるさまざまな赤字回避の具体策をお示しいたしました。このような将来推計につきましては、現在お示ししている中期財政見通しを毎年度、新年度予算の編成終了後、速やかに修正し、公開することといたしております。今後抑制していくものとしたしましては、純粋に財政的見地から申し上げますが、増加していく歳出の中、社会保障関係経費につきましてはその性質上、抑制できるものではなく、もう一方の公債費、いわゆる借金の返済額、投資的経費を抑制していくこと、言いかえれば新しい施設等を整備するための借金を抑えていくことで減額していくと考えております。現在、一般会計で約15億円となっております公債費を半分程度に抑えれば、それ相当の事業ができることとなります。また、重点を置いていく施策であります。私は、境港市の社会資本の整備はある程度達成されていると感じておりますが、今後はこれら施設が十分に機能するような状態で保たれ、できるだけ長く使用できるように努めていく必要があると考えております。教育、福祉を初めあらゆる分野において市民生活に必要不可欠な事業、施設の整備、改修については、どんなに財政が苦しくても行わなければならないわけですが、特に大規模で新しい社会資本整備をする際等には議会ともよく相談をさせていただき、住民の意見も十分に反映されるような市政の形態を構築していくことが肝要だと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、中海問題でございます。国に対して、護岸整備のみならず、高潮時の対策として、樋門設置とそこに行くまでの道路新設の要望も必要ではないかというお尋ねであります。中海護岸の整備に関しましては、管理者と調整を図りながら整備を進めていくという国土交通省の方針に対し、本市としては、未整備護岸は他に管理主体のあるものについても管理者の実情並びに周辺の状態等を十分に配慮され、国において主体的な整備に取り組みされるよう働きかけていただきたい、こういうことを鳥取県知事に要望したところであります。中海における本市の未整備護岸は美保基地、渡漁港、外江西工業団地の貯木場、外江護岸であります。去る11月11日には国、県、境港管理組合、米子・境港両市から成る中海護岸等整備促進協議会の鳥取県部会が開催をされまして、浸水状況や湖岸堤防の管理区分などについて確認し合ったところであります。現在、大橋川環境調査の中で沿岸各地点における洪水時、高潮時、並びに洪水と高潮が重なった場合の水位予測を国に要望している状況であり、御指摘のあったものについては、今後十分な情報収集を行う中で国にお願いできるものにつきましては積極的に要望していきたいと、このように考えております。

次に、人件費の抑制についてお尋ねでございます。給与カットについて今後どのように

考えておるかということでもあります。平成15年度から他市に先駆けて実施しております給与カットにつきましては、今年度が最終年度となっておりますが、ことしお示しいたしました財政再建プランにおきましても、来年度以降の人件費の削減を盛り込んでおきまして、引き続き人件費の削減に取り組んでまいりたいと考えております。人事院は平成18年度の一般職の給与について、地域給の導入等、大幅な人件費の削減につながる改正を勧告しておりますが、本市では、独自の給与カットもあわせ職員組合と交渉しているところでございます。

次に、西部広域ごみの処理施設建設問題についてでございます。先日開催された西部広域行政管理組合のごみ焼却施設建設等調査特別委員会協議会には出席をいたしておりませんので、その際示されたいろんなプランというのはまだ私もよく詳しく承知をしておりません。ただ、各委員からさまざまな御意見があり、管理者は年度内に最終方針をまとめたいため、このように答えられたと伺っております。この問題につきましては、長谷議員の一般質問でもお答えいたしましたように、現有施設の有効活用やリサイクルを推進していくことにより、新施設の建設を伴わない新たな道を検討していくことが循環型社会の構築のみならず圏域全体の発展のためにより望ましいと考えております。私といたしましては、こういった観点から西部広域行政管理組合の正副管理者会議の方針が集約されていくことを願っております。

次に、本市の都市計画についてのお尋ねであります。今後どのような都市整備を望んでいるかということですが、都市計画の事業につきましては、境港市都市計画マスタープランに基づいて、自然と都市が共生する土地利用を基本とし、地域の特性を生かし、総合的、計画的に推進していることは御案内のとおりであります。今後の事業につきましても、マスタープランを基本として、事業の優位性や社会情勢及び経済動向を考慮しながら都市整備に向けて取り組んでまいり所存でございます。

次に、道路が狭く防災的にも危険な地区への対策はということでございます。家屋が密集する狭い道路の拡幅は多額の用地費や補償費を伴うとともに、全地権者の同意を得ることが非常に困難な状況であります。このため、防災上の見地から、緊急車両なども通行できるように車のすれ違いができるための待避所や曲がりにくい角の隅切り用地の確保を検討してまいりたいと考えております。

次に、下水道事業認可区域内で都市計画道路として計画決定されている部分の下水道の布設はどうするかというお尋ねであります。公共下水道は自然流下の原則に従い、事業認可区域内の下流部から上流部に向けて効率的な年次計画に基づき整備しております。下水道事業認可区域内の都市計画道路におきましては、道路の事業計画が定まっているものにつきましては、道路事業にあわせて下水道管を布設しております。また、事業計画が定まっていないものについては、現状の道路に下水管を布設をいたしております。以上であります。

副議長（水沢健一君） 追及質問がございましたら、どうぞ。

岡空議員。

18番（岡空研二君） 大変心ある御答弁でしたので、ありません。

副議長（水沢健一君） 次に、永田辰巳議員。

〔議長入場して議長席に着く、副議長自席へ〕

5番（永田辰巳君） この任期の質問の最終日の、またしんがりの質問でございます。いかにも私らしく、くじ運に感謝して質問いたします。

市長さんにおかれましては、12月3日は松江市のくにびきメッセで賢と剛の部分の風格ある姿を拝見することができました。そして次の日、12月4日は境港市民余芸大会のフィナーレ、鬼太郎音頭で柔と軟の風格のある姿を拝見し、頼もしく思ったところでございます。ありがとうございます。

さて、本題に入ります。この12月3日、松江市において湖沼や河川、干潟など湿地の保全と賢明な利用を目的とするラムサール条約の認定授与式が行われました。私もその会場に参加して、まさにこの地球環境を保全していく人間の使命と、その大きな役割を課せられた時宜を得た認定であったかと大いなる意義を感じたところであります。この条約は、1990年に地球上の湿地を守り、そこに生息する動植物の生態系の保全のために設立されたのであります。日本にあっては釧路湿原など11カ所であったのであります。このたび11月8日、ウガンダにおいて33カ所が登録湿地となったのであります。地球上、現存する生態系がうめきを上げて人間社会に健全保全を求めてきたものでありましょ。

その松江市の会場においては、鳥取、島根両県知事と松江市長、そして米子市の抱負はじかに聞くことができました。境港市民に対して改めて中村市長さんの抱負とその決意のほどをお聞かせいただければ幸甚に思います。

また、その会場で「中海・宍道湖の賢明な利用に向けて」のパネルディスカッションがありました。また、今議会の市政概要報告にも、水産振興や観光利用など賢明利用を促進していくと触れておられますが、具体的にどうお考えかお示しいただきたいと思ひます。

下水道事業は安全、環境、暮らし、活力といった国政の最重要施策であります。今となっては地方分権とはなじまない、単市においては大きな負担となっているのは理解できます。市民にとっては、長期の工事過程において、恩恵を受けている地域とまだかまだかと今後20年も30年も待ちわびる地域とのギャップが大き過ぎます。未着工の地域は不安と不満を抱えながら黙って日々を送っているのであります。この公共下水道ができていない地域に対して何らかの形で行政の公平性は保てないものか、市長のお考えをお聞かせください。

平成16年度決算書で見ますと、下水道事業費に市税が8億6,014万4,000円投入されています。これは1世帯当たり約6万円の負担となっております。この公共下水道の受益者は16年度末で38.8%、約1万4,000人です。すなわち未着工の2万3,000人の市民は、その工事区域認可を今か今かと待っているのであります。当市の1年間の工事では約七、八百人の処理可能人口とのことであります。このベースで

いきますと、普及率100%に到達するには30年もかかってしまいます。国が唱える安全、環境、暮らし、活力のいずれの項にも合致しません。片や合併処理浄化槽の工事補助申請は平成16年度9件、そして17年度は既に19件と倍増しているのです。賢明なる市民は20年、30年を待つことなく、地球環境保全への理解をここに示されておるのであります。はえあるラムサール条約認定の当市にあっては、のんびりとしてはおられません。この事業に従前の公共下水道事業と並行して合併処理浄化槽の二本柱として推進すべきと思うところでありますが、市長の御所見をお聞かせください。

御清聴ありがとうございました。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 永田議員の御質問にお答えをいたします。

中海・宍道湖のラムサール条約登録について、その抱負と決意を聞きたい、賢明利用についてどう考えているかということでございます。先日の中海・宍道湖ラムサール条約登録記念シンポジウムでは、多くの圏域住民や関係者が集い、国際的な評価を受けた2つの湖の環境を保全しながら賢明な利用を促進していこうという議論が深められたところであり、永田議員におかれましても自主的に御参加をいただき、共感いただいたことは大変心強く思っております。私も両県の知事や沿岸の市町村長とともに、竹下環境大臣政務官より登録認定証を授与していただきました。中海のすばらしい自然環境という共通の財産を生かしながら地域の振興を一層図っていくという課題に、周辺市町村と連携して取り組んでいく決意を新たにいたしましたところでございます。従来から取り組んでいる水質保全対策に加えて、市民団体や関係機関、漁業者の方々とも連携しながら水産振興や観光振興、自然再生につながる施策などを進めてまいりたいと考えております。

次に、合併浄化槽についてのお尋ねでございます。公共下水道ができていない地域に対して何らかの形で行政の公平性は保てないものかというお尋ねでございます。公共下水道事業は巨額の費用と長い年月を伴う事業であることは、御案内のとおりでございます。本市の終末処理場は、建設用地の確保に当たり紆余曲折を経ながらも、地域住民の皆さんの御協力のもとに現在の佐斐神町の位置で事業が決定されたものでございます。管渠整備につきましても、処理場周辺より幹線を延ばして人口密集地域に向けていくことが効率的な整備であるため、どうしても地域間に整備時期の違いが生じることはいたし方ないものでございます。現状、管渠整備は年間5億から6億円程度の投資で進めておりますが、大幅に短縮を考えようとするれば多額の事業費が伴うことから、今の財政状況をかんがみれば、このレベルの事業費が適当ではないかと考えております。

次に、合併浄化槽は公共下水道の補完する位置づけではなく、併用する事業として位置づけられないかということでございます。現在の合併浄化槽の処理性能は飛躍的に進歩しているのは事実であります。しかしながら、合併浄化槽の設置につきましても、全戸においてスペースを確保することができないこと、個人管理のため水質基準の遵守が徹底でき

ないこと、放流水を見込んだ雨水計画の見直しが必要となることなどのさまざまな問題点も抱えております。したがって、本市の汚水処理施設の整備につきましては、住宅が連担している都市形態を考慮いたしまして、今までどおり公共下水道を基本として、合併浄化槽は補完的な位置づけとしていく考えでありますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（下西淳史君） 追及質問がございましたら、どうぞ。

永田議員。

5番（永田辰巳君） どうも御答弁ありがとうございました。

追及質問はありません。以上です。

議長（下西淳史君） 以上で一般質問を終わります。

日程第3 議案第83号～議案第96号

議長（下西淳史君） 日程第3、議案第83号から議案第96号までを一括上程いたしますが、議案質疑の通告がありませんので、お手元の付託表のとおり各委員会に付託いたします。

日程第4 陳情第15号～陳情第19号

議長（下西淳史君） 日程第4、陳情第15号、障害福祉サービスを利用する利用者の負担増に反対する陳情から陳情第19号、鳥取県人権侵害救済条例の修正、凍結を求める陳情までを一括上程いたします。

ただいま一括上程いたしました陳情は、お手元の付託表のとおり各委員会に付託いたします。

散 会 （11時15分）

議長（下西淳史君） 以上で本日の日程は議了いたしました。10日から15日までは委員会審議等のため休会とし、次の本会議は12月16日午前10時に開きます。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さんでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

境港市議会議長

境港市議会副議長

境港市議会議員

境港市議会議員